

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)
(当日が土曜日は、
その翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程 鳥取県企業局事務専決及び代決規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十四号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則(昭和四十一年十一月鳥取県

規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「三・七五パーセント」を「四パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

企業管理規程

鳥取県企業局事務専決及び代決規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十九年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局事務専決及び代決規程の一部を改正する企業管理規程 鳥取県企業局事務専決及び代決規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

(知事の決裁事項)

第五条 知事の決裁事項は、別表第一に掲げるとおりとする。

(局長、課長及び係長の専決事項)

第六条 局長、課長及び係長の専決事項は、それぞれ別表第二、別表第三及び別表第四に掲げるとおりとする。
別表を次のように改める。

別表第一

知事の決裁事項

- 一 企業局組織の設定又は変更
 - 二 予算の原案及び予算に関する説明書の作成、決算の調製並びに議会の議決を経るべき事件の議案の作成に関する資料の作成
 - 三 企業管理規程の制定及び改廃並びにその公布
 - 四 企業訓令の制定及び改廃
 - 五 審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に係る決定
 - 六 職員の表彰
 - 七 職員（課長補佐及びこれに相当する職以上の職員に限る。）の任免及び給与の決定
 - 八 職員の分限（心身の故障による休職を除く。）又は懲戒に係る処分
 - 九 職員に対する外国旅行の旅行命令
 - 十 局長に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令
 - 十一 局長に対する職務に専念する義務の免除の承認
 - 十二 局長の営利企業等の従事の許可
 - 十三 労働協約の締結
 - 十四 労働組合の役員の特休休暇の承認及び取消し
 - 十五 次に掲げる事務のうち特に重要なもの
- (一) 許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行

政処分

- (二) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告
 - (三) 請願又は陳情の処理
 - (四) 資産の管理
 - 十六 損害の賠償
 - 十七 契約予定金額が一億円以上の請負契約及び工業用水供給契約の締結
 - 十八 電力受給契約の締結
 - 十九 一件の予定価格が七千万円以上の動産及び不動産の取得及び処分
 - 二十 負担付き寄附又は贈与の受納
 - 二十一 前各号に掲げるもののほか特に重要なもの
- 別表第二
- 局長の決裁事項
- 一 職員（課長補佐及びこれに相当する職以上の職員を除く。）の任免及び給与の決定
 - 二 職員の昇給等の決定
 - 三 次長又は課長若しくはこれに相当する職の職員（以下「次長等」という。）に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令
 - 四 次長等に対する職務に専念する義務の免除の承認
 - 五 職員（局長を除く。）の営利企業等の従事の許可
 - 六 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関する計画の樹立
 - 七 職員の研修計画の樹立及び実施
 - 八 次に掲げる事務のうち重要なもの
- (一) 許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行

政処分

(二) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告

(三) 請願又は陳情の処理

(四) 資産の管理

九 公示、公告その他の公表

十 資産に係る損害保険契約の締結

十一 契約予定金額が百万円以上一億円未満の請負契約及び工業用水供給契約の締結

給契約の締結

十二 一件の予定価格が百万円以上七千万円未満の動産及び不動産の取得及び処分

得及び処分

十三 資金の借入れ、償還及び運用

十四 一件の金額が百万円以上の収入命令

十五 一件の金額が百万円以上の支出負担行為

十六 一件の金額が五百万円以上の支出命令

十七 寄附金品の受納

十八 前各号に掲げるもののほか重要なもの

別表第三

課長の専決事項

第一 共通専決事項

一 課内職員（課長又はこれに相当する職の職員を除く。以下同じ。）

に対する職務に専念する義務の免除の承認

二 軽易な許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他

の行政処分

三 軽易な通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告

又は催告

四 課内職員の事務分担の決定

第二 総務課長の専決事項

一 職員（局長及び次長等を除く。）に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令

の他の勤務命令

二 職員の扶養親族の認定並びに住居手当及び通勤手当に係る確認及び決定

三 職員の児童手当の受給資格及びその額の認定

四 軽易な請願又は陳情の処理

五 軽易な資産の管理

六 不動産の登記の嘱託

七 契約予定金額が百万円未満の請負契約及び工業用水供給契約の締結

八 一件の予定価格が百万円未満の動産及び不動産の取得及び処分

結

九 予算の流用

十 一件の金額が百万円未満の収入命令

十一 一件の金額が百万円未満の支出負担行為

十二 一件の金額が五百万円未満の支出命令

十三 給与その他の給付に係る支出命令

十四 他会計との間の収入命令及び支出命令

十五 戻入金の収入命令及び戻出金の支出命令

十六 前各号に掲げるもののほか軽易なもの

別表第四

係長の専決事項

第一 共通専決事項

- 一 台帳の調整及び備付け
- 二 簡易な方式による照会、回答及び督促
- 三 軽易な行政資料の収集

第二 庶務係長の専決事項

- 一 職員の身分、給与及び通勤の証明
- 二 市外通話の承認

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(郵送料を含む)】